

令和 8 年（2026 年）6 月 1 日より入院時の食 事負担額が変更となります

2026.5.20

診療報酬改定により入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改定がありました。

これに伴い、患者さんのご負担金額が下記の通り変更となります。

入院時食事療養費および入院時生活療養費の費用（入院中の食事代）

高額療養費制度(区分)		1 食あたりの負担額 令和 8 年 5 月 31 日まで	1 食あたりの負担額 令和 8 年 6 月 1 日以降
70 歳未満	70 歳以上		
区分ア	現役並み III	510 円	550 円
区分イ	現役並み II		
区分ウ	現役並み I		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者 II	240 円 (91 日目以降:190 円)	270 円 (91 日目以降:220 円)
	低所得者 I	110 円	130 円

※低所得者の 91 日目以降の食事代減額は、手続きが必要となります。

詳しくは事務所へ確認して下さい。